

Title	編者代表横越英一『政治学と現代世界』
Sub Title	E. Yokogoshi, et al. ed., Political Science and Contemporary World
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.12 (1983. 12) ,p.96- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19831228-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

編者代表 横越英一

『政治学と現代世界』

一、日本の政治学界において昭和一一年わが法学部の潮田江次教授が当時京城帝大にあつた戸沢鉄彦教授を批判することで始まつた政治概念論争は、人は国家なしに生きられるのか否かというように争点作りがまず最初になされていたら、今日のわれわれはもつと明確な形でこの論争を受け継ぐことができていたのではないかと政治学が国家を自らの内部でどのように位置づけるべきかは、かつて問われただけではなく、今日でもその問いは当時とはそのコンテクストが一変して、いようとも、問われる意義ある問題である。いや、もつと強調する必要がある。今日、国家は政治学の第一関心とすべきである。換言すれば、国家ということであれわれ政治学者が何を思念するかが決定的な問題だということである。

横越英一を編者代表とする『政治学と現代世界』はこの国家の問題、横越自身の言葉で言えば、「政治概念と国家論の揺動と内的関連をたどること」(二ページ)が関心としてある政治学者たちによつ

て作られた論文集として、私は読んでみたいと思ふ。

この論文集は奥付けを見る限り正式な副題は持つていないようだが、書名の印刷されているページに横越英一教授退官記念論文集とあるように、横越へのフェストガーベであり、そしてフェストガーベとしては異例にも横越自身が編者代表で、かつ横越も本書冒頭に「戸沢政治学における政治概念と国家論」を寄せ、それに続いて田口富久治「中・後期の戸沢政治学の展開」が掲げられている。戸沢鉄彦はその生涯においていくつかの大学で教壇に立つたが、横越はそのうちの京城帝大ではその学生として、そして名古屋大学では教授団の年少の同僚として戸沢に接し、その意味で横越は戸沢の人と業績について親しく知る一人であり、そうした横越が戸沢について書いたものは、戸沢の論争相手であつた潮田の人と業績についてやはり親しく知る慶應法学部の教授団のメンバーが書いたものと比較しつつ読む方が、理解を進めることにならう。『法学研究』第四三巻第一〇号は潮田江次先生追悼論文集であり、その中に中村菊男「政治学の性格に関する考察——潮田江次教授の『政治概念』を継承して」、堀江湛「潮田政治学における政治概念論争の意味——新カント派科学方法論の演じた役割」、根岸毅「『政治概念論争』における潮田学説——その特異な意義と限界」の三論文がある。

私がここでまず明らかにしようとしているのは、勿論、戸沢と潮田との間の論争ではなく、戸沢を書く横越、とりわけ横越の国家への態度であり、国家について考察する上で本書に収録されている以外の論文を若干引用させてもらおうと考えている。

二、戸沢について語りながら、横越は國家についての彼の思念をどのようにわれわれ読者に垣間見させているのか。結論的に言えば、私にはそれを見ることは出来なかつた。というのは、戸沢がハロルド・ラスキと似て、多元的國家論から階級國家論へ移行し、かつ「階級社會が廢絶されたときには、國家は死滅ではなく、階級的に歪められることのない完全な國家が出現する」(二三ページ)と解釈せざるを得ない考え方をもち、マルクス主義に接近してからも國家に一定の機能を、つまり「社會の維持および發展のための計畫の樹立と実行」(同)を認め続けたと横越は戸沢について語るが、そのような戸沢の國家論に横越が加担しているのか否かについては、一言も費されていないからである。

そうした傾向は横越の著名な『政治學體系』(一九六二年)においても同様であつた。『政治學體系』の場合には政治學の概論であつたからという理由で納得するにしても、今回の論文ではそうした理由は通用しない。この傾向は、私にはどうも、學風という言葉で説明できるもののように思われる。すなわち、横越自身は戸沢政治學について勿論一定の評価をもつていて、彼を困んで研究会などを開いている人々には、文字にならない彼の言動によつてそれがわかるのだが、自らが論文や著書を執筆する際にはそうした評価的なことは記さないという學風である。

この点で學風のちがいを感ぜさせるのは潮田政治學について書く、先の三論文である。例えば、中村菊男はその論文の冒頭でこう明言する。「筆者は『政治概念』の構成にあつて潮田江次教授の

紹介と批評

學說の影響を決定的に受けた。それは政治はかならず國家に關連して起つてくる現象であり、それ以外には政治現象は考えられないとする立場である」(三一ページ)。そしてまた、潮田によつて第二次大戰前にわが國で強力に主張された、この「傳統的な、いわば正統派の立場」(三五ページ)を中村は「放棄すべきではなく、國家を中心とする研究に新しく登場してきた人間研究的立場を導入していけばそれで十分だと考えられるのである」(三七ページ)と、潮田政治學に立つ自らの政治學の方向を示し、そして次に國家そのものについてこう主張する。すなわち、國家についてのみ物理的強制力の独占が合法的に認められるのは、國家の目的と他の団体のそれとが異なるからである。「この物理的強制力の存在とその正当性の主張によつて一定の領域の上に成立する社會の一体性が確保せられ、その成員の安全と生存が全うされる。人間の安全と生存にとつてはこのことが不可避免的に必要なのである」(四二ページ)。

ここに國家をその目的において理解する潮田政治學が踏襲されているのを見ることが出来るのだが、ここまでは一見、ホップズによる近代國家の構成プランを学んでいるようにも見える。だが、中村は続けてこう言う。「憲法を設けたことは國家權力の濫用をふせぐためのもので、それによつて國家存立の根本的意義を明らかにし、さらに國民の自由と生命と財産の擁護を不文か成文かいづれの形にせよ明らかにしたものであつた。つまり、憲法は國家權力からの自由を確保し、國家權力への自由を確保しようとしたもので基本的人權の尊重と參政權の拡大がこのことを意味する」(四七ページ)。

九七 (二〇六九)

この国家と憲法についての理解は、近代のそれについてのものであるとすると、どのような系譜に属すると言えるだろうか。

三、ホッブズの場合の近代国家理解は、ある点で中村とはつきりと異なる。ホッブズについては本書第二部「政治思想の展開」の第一論文である田中浩「ホッブズ政治論における『宗教問題』の地位」から引くと、「ホッブズは、新しく組織されるべき政治社会における権力の起源を、すべての人々が力を合わせて構成（同意・契約）した強大な力としてえがき、この力の故に、政治社会はあらゆる人々の生命と安全を保持できるし、その合成された力を『主権』……と呼び、その主権者の通常の命令を法（法律）と規定した」（二七二ページ）。

傍点は田中によるものだが、この合成された力とは、つまり人々が互いに自分の生命を守ることを選んだ結果生まれる力ということであつて、国家はこの相互性のなから生まれたのである。その意味でホッブズの考える国家はコモンウェルスであつた。これがホッブズであり、中村は先の引用からわかるようにホッブズの系譜にはない。中村の考える国家論は、国家の目的は明らかにしても、その目的を設定した主体が誰なのかについては明言しないからである。

ただし、明言しないということはそもそも主体が考えられていないということではない。中村の場合、それが人間ではないということである。中村は、現に権力を掌握している一部特権階層を考えている。ホッブズはこれに対して人間を考えている。つまり、一部特権階層も、その他の非特権階層も区別しないことで成立する概念た

る人間を考えているのだ。そしてこのようにホッブズを理解する田中が、横越へのフェストガーベに寄稿するということは、フェストガーベの性質からして、フェストガーベを蹴げられた横越と蹴げた田中とがともにホッブズの思想的系譜に立つと言えるわけで、ホッブズの系譜に立つか立たないかで横越と中村が一つには分かれることになろう。

ただ、こういう言い方をすると、本書に寄稿された諸論文が扱うホッブズを始めとするロック、ルソー、ドイツ初期社会主義者、ウーバー、デュルケム、ジョン・デューイ、M・P・フォレット、レーニン、アントニオ・グラムシ、ヘラー、ラスキなどそれぞれ相互に対立する側面をもつ思想家、政治学者をすべてそのまま受け継ぐと受け取られる恐れがあるが、これでは分裂的にならざるを得ない。フェストガーベが蹴げられる、あるいは編者となる、あるいはそれぞれの思想的系譜に立つということは、それぞれの思想、学問を重大な人類への寄与と認め、かつそれぞれの対立点が意識されているということであつて、そうした思想、学問を鵜呑みにするというのとはまったく別のことだからである。

四、ところで、国家なしに人は生きられるのかという点に関しては、横越の場合にはどう考えられているのだろうか。田中論文の次に掲げられている今中比呂志「ジョージ・ロウソンのホッブズ批判——近代民主主義との理論的接点」は、ホッブズとロックをつなぐ接点にジョージ・ロウソンを考え、こう指摘している。すなわち、「ホッブズの『リヴァイアサン』批判を通して、ロウソンは、(一)

国家と共同体を区別し、(一)国家を共同体の同意に基礎づけ、(二)それらを前提として現実的支配(憲法によつて構成される個人的統治権と区別された、憲法それ自体を構成する権力のこと——小野注)を共同体に帰属させていつた(二八四ページ)。別言すれば、「ロウソンの共同体の観念は、国家と共同体(あるいは市民社会)を同一視してきた市民革命以前の(公英国国家論)の伝統を否定しただけではなく、ジョン・ロックの政治権力を共同体の同意と信託に基礎づける市民政府論成立への道を開くものであつたと考えられる」(二八六ページ)。

国家と共同体を区別し、かつ共同体を国家より上位に位置づければ、ホッブズとは異なり、「統治形態の変更にたいする共同体の権利」(二九七ページ)、つまり政府解体権を共同体に認めることになる。そう考えるロウソンに対して、国家なしに人は生きられるのかと問うたら、どんな返答があるだろうか。私は、ロウソンからは国家なしには生きられないとの答が返つてくると思う。ホッブズでも同じである。

だが、ロウソンとホッブズを区別するものはあると思う。それが自分たちの国家を批判し、そして別の型の政治を国家に望むことができるか否かという点である。繰り返せば、一七世紀のホッブズもロウソンあるいはロックも、そして二〇世紀のハロルド・ラスキも国家なしには生きられない点では共通していたが、そのわれわれの生命を保証する国家に批判を加えることが出来るか否かで、ホッブズとロウソン、ロック、ラスキとが区別される。国家を批判できないで国家とともに生きざるを得ないのと、国家を批判できて国家と

ともに生きざるを得ないのとのちがいは、私には十分に大きいと思われる。

政治的多元主義が国家などなくとも済ますことができるという発想ではないことは、横越論文における戸沢の学問的変遷を見ても了解可能だろう。潮田は紛れもなく、人は国家なしには生きられないと考えていた。そして潮田と対立する戸沢も、人は国家なしには生きられないと考えていたはずである。その点で共通する両者が相容れなかつたのは、それなくしては人間の生存が危くなる、その国家をその上さらに批判できるか否かという点だつたと思う。戸沢にはその意味での批判の契機を内蔵せぬ潮田政治学に、どうしても和解の手を差し伸ばすことが出来なかつたのではないか。横越については言えば、その『政治学体系』で、政治概念論争における潮田の名がまったく黙殺されている点が象徴的にように思われる。

五、政治学における批判の契機については、後発国をめぐる問題状況という視点から、言い換えればロウソン、ロックなどの思想は無視し、国家より上位の存在など認めぬコンテクストのなかで眺めるのが適当であろう。そうした後発国をめぐる問題状況を扱つた論文として、ここでは北住炯一「プロイセン学校行政におけるゲマインデと国家」、木戸翁「社会主義政治と労働組合——ポーランド労働者の問題提起」、それからわが国の戦前の社会主義運動を扱つた斎藤勇「青年運動における社会主義とナショナルリズム」に注目してみたいと思う。

北住論文によると、ドイツ第二帝制・プロイセンにおける状況と

はこうであった。すなわち、国家のみが学校を設定する権限をもつわけではなかつたが、「学校事務は国家の監督下におかれ、国家は学校を監察し、学校秩序の維持をはかる権限をもつことになつた」(四一五ページ)。だが、「この国家の監督権はこれを具体的に行使する学校行政官僚制の整備と相い伴つたものでは」(同)なかつたし、また「五歳以上の義務教育とされた国民学校の設立と維持の担い手、言いかえれば教師の給与を含めた学校負担 (Schullast) の担い手……は学校区 (Schulbezirk) のメンバーを構成する家父 (Hausvater) とされた」(四一六ページ)のだった。つまり、教育行政のための官僚と財源の点で、国家による独占的支配が不可能だつたため、国家とゲマインデの間の「集権と分化の過程」(四一七ページ)が行したのである。

教育行政に関する国家とゲマインデの二元的制度ないし教育内容への宗教界の関与といった事情が存在したのが、ヨーロッパの後発国ドイツであつた。一九世紀のドイツでは、軍隊と並び統治機構の二大支柱の一つたる官僚制の整備の遅れと財政上の問題から、国家への無批判的な追従が行なわれぬ可能性が存在したわけである。

これに対して二〇世紀のポーランドは、たしかにソヴェト・システムから免れることは出来なかつた。すなわち、「利害の多様化の認識は、社会的多元性や国家と社会との緊張という発想には結びつかない。勤労者の社会であるソ連には矛盾や対立は『本来的』には存在しえないものであり、現われたとすればそれは『遺産』ないし『母斑』の反映であり、体制外的ないし偶然的で、したがつて過渡

的なものでしかない」(八四二ページ)わけであり、「団結権を含む『権利』概念が、国家から個人を保障するという性格のものではなく、国家が個人に与える」(同)ものであつた。だが、「東欧諸国、ことに批判的な知識人層や強力なカトリック教会を抱えるポーランドでは、法制や理論の面でもう少し幅のある動きがみられた」(同)と、木戸論文は指摘し、「非スターリン化以降のポーランドにおいて、労働組合の役割のうちの労働者の権利擁護という側面が、少なくとも法制上は重視されるようになった」(八四三ページ)と述べている。

これに対して、日本の近代史における批判の契機はどんなものだったのだろうか。斎藤論文は「共産主義・社会主義青年運動が……ひろい意味でのナショナルリズムに圧倒されていく原因を、歴史過程において大局的にとらえることを目的とした」(二〇七ページ)ものだが、批判の契機ということ言えば、まずもつて、そうした青年運動が起つたこと自体が重大な批判行為ということになる。それは共産主義・社会主義青年運動と斎藤が呼ぶ運動は、自分たちの国家についてはどのように見ていたのだろうか。

斎藤自身は明治維新後の日本の歴史についてこう把握している。すなわち、もともと明治維新は国家を中央集権のために必要とし、かつその国家は国民(ネーション)によつて支えられるものとして構想していたはずだつたが、一八九〇年代に官僚・軍閥の力によつて国家として作り上げられたものは天皇制国家であり、それを支えるために実際に作られたものは国民ではなく、臣民(サブジェクト)だ

つた。そして実際に作られたものとしての天皇制国家の基礎が地方自治組織にあつたため、この天皇制国家とは別の可能性を求める時、「一九二〇年代のブルジョア民主主義の拡大ないし革命をめざす運動は、……天皇制の統合的行政組織である地方自治体系と対決しなければならぬものであつた」(二〇八ページ)。この地方自治体系——青年の教化にもつとも関係の深いものを挙げれば教育会、青年団、在郷軍人会、報徳会——と対決する青年運動は、それでは一体いかなる基盤によつて支えられたのだろうか。

それは、先に見たようなプロイセンの場合であつたら官僚と財源の不足に支えられていたし、ポロランドであれば知識人層やカトリック教会の存在に支えられていたわけだが、日本の場合にはそうした事情に対応するものは何だつたのか。もしそうした基盤を見い出せなければ、批判はたとえいかに理論武装しようとする空転せざるを得なくなるだろう。こうした点に関係する指摘としては、次のような個所がある。すなわち、「三〇年以後深刻化していつた世界恐慌過程は中間層をも大量に没落させ、苛烈な弾圧下にもかかわらず、反体制の基盤はひろがり、階級闘争は激化した」(二二四—二五ページ)。「ところが社会主義運動の戦線は分裂し、統一戦線は、各派が呼号しながら成立の可能性はさらになかつた」(二二五—二二六ページ)。そして一方、「三一、二年、農村の窮乏はどん底の様相を呈した。農本主義・右翼諸団体が展開した救農キャンペーンのなかで、あいついで農村対策が出され……政府が主導した農村の自力更生運動は……全村的な規模で進められた。社会主義陣営はこれらの進行に対し

て効果的な戦術をとれなかつた」(二二五—二二六ページ)。こうした箇所を読む限り、近代日本に国家への批判の基盤は与えられていなかったことになるだろう。

六、そうなると、日本において政治学が国家への批判の契機をもつべきだという考え方も、やはり空転せざるを得なくなるのだろうか。「戦後世界」の認識をもつて語りだすことをもつて、あらゆる知的作業を開始しなければならない」(八六〇ページ)として、戦後を重大とする内山秀夫「戦後世界の組み替え」は、国家への批判を可能にする基盤が戦後にあるのだとわれわれを勇気づけている。その基盤とは「個々の人間は、自己の存在ならびに生活を、自己の意思によつて決定し、その決定責任をみずから担当するという意味で、個人の主体性原理が正当な、今世界の原理として承認」(同)されているところにあり、そして「この主体的個人の意思発動をもつとも積極的に保証する政治体制こそが、まさしく民主主義体制」(同)であつた。つまり、個人の主体性原理と民主主義は第二次世界大戦後の今日、国家といえども否定できぬものとなつたのである。

ここにこそわれわれの国家批判を可能にする基盤があるのだが、それほどの力をもつものは国家も利用せずにはいになかつた。すなわち、「国家は政治体制を中継することで、民主主義と一意的に接合される契機が正当化されるのである。言いかえれば、国家は人間の容器として総体性をもつと同時に、民主主義を立証する構成物として普遍性をもつにいたつたのである。つまり、人間の在り方は、国家民主主義として表出することを必然としないわけにはゆかなかつ

たのである(同)。

国家への批判を可能にした当のものが、国家を正当化するものとなつていたので。この国家民主主義が民主主義国家アメリカでまず黒人問題によつて白日の下に曝されることになる。すなわち、「黒人たちにとつて、国家がいかに民主主義的に粉飾されていようが、それだけでは人間に意味ある生活空間としては成立してはいえない。むしろ国家は、民主主義を利用することで、人間があるがままに拘束し、国家に人間を動員するという一方向的な関係しかそこには存在しえない、ということが明らかになつていたのである」(八六五―六ページ)。

戦後はたしかに批判の基盤になり、その意味では喜ぶべきことなのだが、単純に喜んでばかりいられないということである。だが、実際に単純に喜んでしまつたのが、われわれ戦後の日本人だつたのだ。内山論文はわれわれに対して、「戦後世界に最大限にもたれかかつたのが日本の(戦後)だつたのではないか」(八六八ページ)と、批判を国家に対してだけではなく、自分自身に向けてることを要求している。

本書に収録された全三〇篇の論文は、国家なしには生きられないわれわれと、それでも国家を批判しようとするわれわれが打ち込んだ一本つつの里程標のように思われる。私自身はそうしたペースペクティブのもとで本書を読もうとしたまでだが、私の手には三一本目の里程標となるべき棒切れが握られていなければならぬはずである。最後に一言出版元に対して申し上げておきたいことは、本書

のようにその価格からして一般読者を対象としないような本作りは、本と読者の関係を結局は破壊するだろうとの危惧である。

(御茶の水書房、一九八三年、八八七ページ+xi、一五〇〇〇円)

小野 修三